

全体会計財務書類に係る注記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

開始時における有形固定資産等の評価は原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは原則として再調達原価としております。また開始後については、原則として取得原価とし再調達は行わないこととしております。

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

出資金のうち、市場価格があるものは会計年度末における市場価格をもって貸借対照表価額としております。出資金のうち、市場価格がないものは出資金額をもって貸借対照表価額としております。ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。なお、出資金の価値の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下したとき」に該当するものとしております。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（事業用資産、インフラ資産）

定額法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

過去5年間の平均不納欠損率により計上しております。

② 賞与引当金

翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合（4/6か月）を乗じた額を計上しております。

③ 退職給付引当金

地方公共団体財政健全化法における退職手当支給額に係る負担見込額算定方法に従っております。

また、当期繰入額がマイナスとなった場合は、経常収益その他へ振り替えております。

④ 損失補償引当金

地方公共団体財政健全化法における損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額算定方法に従っております。

また、当期繰入額がマイナスとなった場合は、臨時利益へ振り替えております。

(5) リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っております（少額リース資産及び短期のリース取引には簡便的な取扱いをし、通常の賃貸借に係る方法に準じて会計処理を行っております）。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（3ヶ月以内の短期投資等）を資金の範囲としております。このうち現金同等物は、短期投資の他、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いも含んでおります。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

税込方式によっております。

② 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

2. 重要な会計方針の変更等

(1) 会計処理の原則

総務省「新地方公会計制度研究会」報告に基づき、「新統一的な基準」への移行を行っております。これに伴い、固定資産台帳の作成に基づく、固定資産の表示等を行っていません。

3. 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

特になし

(2) 地方財政制度の大幅な改正

特になし

(3) 組織・機構の大幅な変更

令和7年4月1日から安全環境課を防災安全課と生活環境課に分課します。

(4) 重大な災害等の発生

特になし

(5) その他重要な後発事象

特になし

4. 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

| 団体(会計)名 | 確定債務額 | 履行すべき額が確定していない 損失保証債務等 | | 総額 |
|---------|-------|---------------------------|---------------|----------|
| | | 損失補償等引当 金計上額 | 貸借対照表 未計上額 | |
| 一部事務組合等 | - 千円 | - 千円 | 8,210 千円 | 8,210 千円 |
| 設立法人等 | - 千円 | - 千円 | - 千円 | - 千円 |
| 計 | - 千円 | - 千円 | 8,210 千円 | 8,210 千円 |

(2) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

津地裁令和7年(ワ)第67号 損害賠償請求事件 246,527千円

(3) その他主要な偶発債務

特になし

5. 追加情報

(1) 対象範囲 (対象とする会計名)

| 範囲 | 団体(会計)名 | 区分 | 連結方法 | 連結割合 |
|-------|------------------|--------|------|-------|
| 一般会計等 | 一般会計 | - | - | - % |
| 全会計 | 国民健康保険特別会計事業勘定 | 特別会計 | 全部 | 100 % |
| 全会計 | 国民健康保険特別会計診療施設勘定 | 特別会計 | 全部 | 100 % |
| 全会計 | 介護保険特別会計 | 特別会計 | 全部 | 100 % |
| 全会計 | 後期高齢者医療特別会計 | 特別会計 | 全部 | 100 % |
| 全会計 | 水道事業会計 | 公営企業会計 | 全部 | 100 % |
| 全会計 | 下水道事業会計 | 公営企業会計 | 全部 | 100 % |

(2) 業務・投資活動収支 ▲361,906千円

(3) 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

特になし

(4) 出納整理期間

財務書類の作成基準日は、会計年度末(3月31日)ですが、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としております。(地方自治法235条の5「普通地方公共団体の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。」)

(5) 表示単位未満

表示単位未満の金額は四捨五入とし、一部合計値と不一致があります。

(6) 売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲

ア 範囲

来年度予算において、財産収入として措置されている公共資産

イ 内訳

| | |
|---------------------------------|----------|
| ・川越診療所所長住宅敷地（川越町大字豊田一色1019番地11） | 11,336千円 |
| ・川越診療所所長住宅（川越町大字豊田一色1019番地11） | 3,764千円 |

(7) 減債基金に係る積立不足の有無及び不足額

なし